

阿賀野市告示第78号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入金の徴収及び収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月4日

阿賀野市長 田中清善

委託した歳入の種類及び事務	委託先の氏名及び住所 (法人の場合は名称、所在地及び代表者氏名)	委託期間
犬の登録手数料と狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納事務	氏名 公益社団法人 新潟県獣医師会 会長理事 佐藤 博 住所 新潟市中央区新光町15番2	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで